

第 19 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成
12 年足立区条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「の子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）
第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項
に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該
請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であっ
て、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 16
4 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定
する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ず
る者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第
1 項及び第 3 項並びに第 11 条の 3 第 1 項及び第 3 項において同じ。）」
を加え、同条第 2 項中「配偶者又は 2 親等以内の親族で負傷、疾病又は
老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」とい
う）」を「要介護者（第 18 条第 1 項に規定する日常生活を営むことに支
障がある者をいう。以下同じ）」に改め、「の子」の次に「（民法（明治
29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職
員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判
所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している
場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭

和 22 年法律第 164 号) 第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第 1 項及び第 3 項並びに第 11 条の 3 第 1 項及び第 3 項において同じ。) 」を加える。

第 11 条の 2 の見出し中「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第 17 条第 1 項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第 18 条の 2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1 日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「介護時間」という。)を承認するものとする。

- 2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(児童福祉法の一部改正に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に

関する条例（以下「新条例」という。）第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定中「第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

（深夜勤務及び超過勤務の制限に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 11 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定に基づき、現に深夜における勤務の制限に関し職務に支障がないと認められた者又は同条例第 11 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定に基づき、現に超過勤務の制限に関し職務に支障がないと認められた者の当該制限に係る要介護者の範囲については、新条例第 11 条第 2 項及び第 11 条の 3 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。